



「チョイソコとよあけ」運行事業
公募型プロポーザル
実施要領

令和4年9月



豊明市

AISIN

株式会社アイシン

1 目的

豊明市（以下「市」という。）と株式会社アイシン（以下「アイシン」という。）が協働で実施するデマンド型乗り合い送迎サービス（以下「チョイソコとよあけ」という。）は、公共交通不便地域の住民の生活に必要な移動手段の確保と、高齢者（65歳以上）等の外出支援を目的として運行している。

この要領は、「チョイソコとよあけ」の運行事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルにより企画提案を募集し、運行にあたって最も適切な事業者を総合的に審査し、決定することを目的とする。

2 運行業務

- (1) 事業名 オンデマンド型乗合交通「チョイソコとよあけ」運行事業
- (2) 業務内容 「チョイソコとよあけ」運行業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 事業期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
(運行期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

3 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

【第167条の4】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 租税に滞納がないこと。
- (5) 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者又は取得を予定している者であること。かつ、本業務に使用する予備車両を用意できる者であることとし、当該車両について一般乗用旅客自動車運送事業で現に使用

している車両と併用する場合にあっては、営業区域に名古屋交通圏が設定され、同交通圏に営業所を設置している法人であること。

(7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 スケジュール

日にち	内容
9月1日(木)～10月6日(木)	プロポーザル公募及び参加申込の受付期間
9月1日(木)～9月22日(木)	仕様書等に関する質問受付
9月29日(木) 予定	仕様書等に関する質問回答 ※市HPに掲載
10月12日(水)	参加資格結果及びプレゼンテーションの通知
10月21日(金)	審査会(プレゼンテーション審査)の開催
10月下旬	審査結果の通知
11月下旬予定	契約及び協定締結

5 応募手続き

プロポーザルの参加者は、本実施要領及び仕様書を理解した上で、次の資料を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 企画提案書(様式2)
- ③ 業務実施体制書(様式3)
- ④ 業務見積書(様式4)

※見積金額は提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とならない場合もある。

⑤ 法人市民税等完納証明書(写し可)

※法人にかかる租税(法人市民税、固定資産税等)の完納証明書又は直近3年分の納税証明書を提出すること。ただし、令和4・5年度豊明市入札参加資格を有する事業者については提出を省略することができるものとする。

(2) 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

(3) 提出期間

令和4年9月1日(木)から10月6日(木)午後5時まで

(4) 提出方法

提出書類を郵送(締切日必着)にて送付、又は直接持参すること。

(直接持参する場合は、土日祝日を除く午前9時～午後5時まで)

(5) 提出場所

豊明市行政経営部企画政策課 (〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1)

(6) 提案内容

提案書には、次の I ～ VI までのことをわかりやすく簡潔に記載すること。

I 会社概要等

- ・会社概要：名称、所在地、事業内容、従業員、資本金
- ・車両保有台数：セダン・ジャンボ・その他
- ・乗合タクシーの実績の有無：有の場合は、具体的事業内容

II 本事業の実施体制（運転手・運行管理者等）

- ・責任者：氏名、経験年数、資格、業務経歴等
- ・管理者：氏名、経験年数、資格、業務経歴等
- ・運転手：氏名、経験年数、資格、業務経歴等

※ 運行時間を午前 9 時～午後 4 時まで（連続運転）とした場合の事業に関係する全ての人を記載すること。

III 予備車両の体制

- ・予備車両の詳細（セダン or ジャンボ、台数）

※ 予備車両をセダンとする場合は複数車両による並走運行でも可能とする。

IV 安全管理・サービス向上の取組

- ・安全運行に関する考え方や取組
- ・サービス向上に関する考え方や取組

V 運行するにあたっての 1 日あたりの 2 台分の運行費用（消費税込み）

積算にあたり、下記表の費用を事業者負担と見込み、平日のみの運行で、運行時間を 9 時～ 16 時までに乗車した人を降車するまでとした場合による **1 日あたりの 2 台分の運行費用**を算出すること。
なお、車両（車体のラッピングも含む。）は市所有の車両（ハイエースグランド乗車定員 8 人）を貸与する。

運行経費に含める費用（2 台分）
・乗務員の人件費
・車両の清掃（車内外）、修繕、日常点検、法定点検（車検含む）、車両保管 スタッドレスタイヤ保管
・保険料（自賠責保険、任意保険） ※任意保険は、対人・対物＝無制限、人身傷害・搭乗者＝2,000 万円
・その他、運行管理にかかる経費
運行経費に含まれない費用（2 台分）
・燃料費（アイシンが貸与するガソリンカードを使用するものとする。）
・運行指示用車載器（タブレット）の通信費 ※タブレット、携帯電話、充電ケーブル、ドライブレコーダー、その他車載器関連はアイシンが貸与する。

VI その他本事業を運行するにあたっての独自の提案

その他、本事業を運行するにあたっての提案がある場合は記載すること。

特に感染症対策の取り組みについて現在実施している事、または提案あれば記載。

なお、無い場合は記載不要。

6 実施要領及び仕様書等に関する質問

本実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障がある質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和4年9月1日（木）から9月22日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

質問事項を質問書（様式5）に記入し、上記（1）受付期間に下記メールアドレス宛に提出すること。（電子メールのみ受付）なお、件名は「【質問】チョイソコとよあけ運行業務」とすること。

提出先：豊明市行政経営部企画政策課

メールアドレス：kikaku@city.toyoake.lg.jp

(3) 回答方法

回答は、市ホームページに掲載する。

(4) 回答掲載日時

令和4年9月29日（木）予定

7 審査

(1) 審査方法

参加申込を行った事業者のうち、参加資格要件を満たすと認められた事業者について「チョイソコとよあけ運行業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）」において審査する。なお、参加資格結果通知は、応募したすべての者に通知する。

(2) プレゼンテーション

①日時等

令和4年10月21日（金）に豊明市役所にて審査会に対し、5 応募手続き（1）提出書類に示した「企画提案書（様式2）、業務実施体制書（様式3）、業務見積書（様式4）」に沿って説明すること。併せて質疑応答も行う。プレゼンテーションの時間及び場所の詳細については、令和4年10月12日（水）の参加資格結果通知と併せて通知する。

②説明要領

(ア) 参加できる人数は3名以内とする。

(イ) 1者あたりの時間は以下のとおりとする。なお、参加申込者数により時間を変更する場合がある。

・プレゼンテーション：20分以内

・質疑応答：15分程度

(ウ) 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、市で用意する機材は、スクリーン、プロジェクター、パソコンとし、その他、必要な機器については参加者で当日用意すること。（パソコンは参加者で所有する機器を使用しても構わない。）

(3) 契約候補者の決定方法

各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第1位の契約候補者として選定し、次に得点が高かった者を第2位の契約候補者として選定する。なお、第1位の契約候補者と協議が成立しないと

き又は協議において提案の実現可能性が低いと判断した場合は、第2位の契約候補者と協議を行う。
合計得点の最も高い事業者が2者以上いるときは、企画提案の評価点が高い事業者を上位とする。

(4) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。その場合、各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(5) 審査結果の通知・公表

結果に関わらず、企画提案書に記入された連絡先に通知するほか、契約候補者決定については市のホームページにて公開する。なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。

7 審査会参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査会の委員や関係者に対して、個別に働きかけをした場合
- ・他の参加申込者と提案の内容とその意思について相談を行った場合
- ・候補者選定終了までの間に、他の参加申込者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- ・その他不正な行為等があった場合

(2) 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

提出書類：「辞退届（任意様式）」

提出場所：豊明市行政経営部企画政策課（〒470-1195 豊明市新田町子持松 1-1）

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加申込者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（市又はアイシンが補正等を求める場合を除く。）

(6) 提出書類の返却等

提出されたすべての書類については返却しない。なお、応募書類は本プロポーザルに係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出、審査会参加に要する経費等は、すべて参加申込者の負担とする。

(8) 申請書類は、豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）の対象となる。

(9) その他

- ・参加申込者は、参加申込書の提出をもって、実施要領に記載の内容に同意したものとする。
- ・提出書類について、市又はアイシンより問い合わせを行う場合がある。

8 契約に関する基本事項

契約候補者に選定された者と市及びアイシンが協議し、事業実施に係る仕様を確定させた上でアイシンと契約を締結する。契約に当たっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本に、市、アイシン及び受託者との三者協定とする。

9 問い合わせ先

【本事業についてのお問い合わせ】

株式会社アイシン ビジネスプロモーション部 杉山・和田

住所：〒448-8605 愛知県刈谷市相生町1丁目1番地1 アドバンス・スクエア刈谷8F

電話：0566-62-8135

メール：jinsugi@nbd.aisin.co.jp（杉山）、mitsu_w@cld.aisin.co.jp（和田）

【本事業についてのお問い合わせ及び提案書提出先】

豊明市企画政策課 担当 野村、早川

住所：〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

電話：0562-92-8318

メール：kikaku@city.toyoake.lg.jp